

平成30年度第1回 習志野市子ども・子育て会議 会議録

【開催日時・場所】

平成30年7月20日（金） 17時00分～19時20分 消防庁舎5階講堂

【出席者】

（委員）※50音順

飯島委員、飯塚委員、伊藤委員、稲垣委員、倉信委員、小西委員、佐々木委員、高橋委員、臺委員、中村委員、横澤委員、米本委員

（市）

小澤こども部長、小平こども部次長、江口こども部副技監、齊藤こども保育課長、木村こども部主幹、秋田同課係長、石川同課係長、松田同課指導主事、家弓あじさい療育支援センター所長、相澤子育て支援課長、鈴木こども部主幹、芹澤児童育成課長、北澤同課係長、北田ひまわり発達相談センター所長、山口健康福祉部主幹、大久保健康支援課係長

（事務局）

小野寺こども政策課長、伊藤（崇）同課主任主事、伊藤（幹）同課主任主事、高地同課主事

【傍聴人数】

2人

【次第】

◇ 委嘱状交付式

1. 開会
2. 委嘱状交付
3. 委員紹介
4. 事務局紹介
5. 閉会

◇ 第1回 習志野市子ども・子育て会議

1. 開会
2. 議題
 - （1）習志野市子ども・子育て支援事業計画の平成29年度実績評価について（協議）
 - （2）習志野市放課後児童会における民間業務委託化基準について（協議）
3. その他
4. 閉会

【配布資料】

- ・資料1：習志野市子ども・子育て支援事業計画実績表【平成29年度】概要版
- ・資料2：習志野市子ども・子育て支援事業計画実績表【平成29年度】
- ・資料3-1：地域子ども・子育て支援事業の事業内容
- ・資料3-2：平成29年度 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実施状況
- ・資料4-1：習志野市放課後児童会における民間業務委託化基準案（概要版）
- ・資料4-2：藤崎、大久保東小学校地区放課後児童会業務委託プロポーザル募集要項（案）【概要版】
- ・資料5：子ども・子育て支援新制度 なるほどBOOK（平成28年4月改訂版）
- ・資料6：習志野市子ども・子育て支援事業計画 施策体系一覧
- ・資料7：市町村子ども・子育て支援事業計画作成に係る利用希望把握調査等について

1. 開会

2. 議題

（1）習志野市子ども・子育て支援事業計画の平成29年度実績評価について（協議）

<小野寺こども政策課長>

資料に基づき、習志野市子ども・子育て支援事業計画の平成29年度実績評価について説明。

<稲垣会長>

待機児童の解消、放課後児童会、子育ての相談窓口についての主な3点に関する取り組みと、前回の審議を踏まえて高校への進学支援について説明いただいた。

今回、新規の委員もいることや、新しい制度について理解をするのが難しい部分もあるため、事務局へ依頼して資料5のパンフレットを御用意いただいた。これは、一般の方へ向け、政府で新しい制度の広報のために用意されているものであり、子ども・子育て支援制度が比較的わかりやすく説明されている。従来の入所型の保育以外に、コンシェルジュや相談業務等も含めて地域の資源を活用して、地域で子育てをしておられる方、在宅で子育てをしている方にも様々な支援を展開しようという説明が載っている。また、コンシェルジュについての業務内容も載っているので併せて御覧いただきたい。放課後児童会は、制度的には放課後児童クラブという名前になっているが、それぞれの自治体で呼び慣れた事業名があるため、事業の呼び方の縛りはなく、習志野市では放課後児童会と言っている。この放課後児童会についても、どのように進めていくのかという政府の方針が掲載されているので併せて御覧いただきたい。子どもに認定区分をつけて幼稚園・保育園・こども園に行くという形をとるのは非常にわかりにくく、学習支援で言えば経済的に厳しい家庭も増えているため保育料についても経済状況に応じて徴収を軽減していくが、その基準はどうなのか等についても説明が載っているので、御覧いただきたい。

主に資料1にまとめられている3点について、今説明があったが、それぞれの委員へ事前に資料の送付もあったので、議論いただきたい。また、その他にも確認したいことや日頃の皆さんの立場、実践から共有したいことがあれば教えていただきたい。

<横澤委員>

保育所の民間委託について伺いたい。

そもそもなぜ民間にしなくてはならないのか、どの業者を入れるのかが、説明会に行ってもよくわからなく、腑に落ちないところがあった。また、私よりも腑に落ちない方もたくさんおり、いろいろ質問している方も多かった。この状況を見て、これは習志野市だけなのだろうかと疑問に思い、調べてみたが、そうではなく、同じような方は多くいるようである。先ほど市長が、将来の子育て事業の在り方について議論いただきたいと話していたが、市が保護者等に意見を聞き、巻き込んで事業を進めてくれたら良いと思う。

民間にサービスを委託することは良いとしても、なぜ委託しなくてはならないのか、なぜその業者に決まったのかという過程や保護者の意見を聞く姿勢を、できる限り明確にした方がいいと思う。

<稲垣会長>

まず、なぜ民間を導入していくのか、その議論の過程の中で、総論としてはこの会議で議論してきた。誤解が無いようにしていただきたいのは、民間は株式会社だけを指すのではなく、社会福祉法人も民間になる。社会福祉法人は公的な存在であり、社会福祉のほぼ過半数の施設を担うのが社会福祉法人であるため、必ずしも民営化するのは、利益目的の民間企業に託するというわけではないことを御理解いただきたい。社会福祉法人は、本当によく尽力してくださっており、公立ができないようなこともやってきてくださっていることを御理解いただきたい。

私が学生だった頃に、今後の社会福祉はどうなるのだろうと考えたとき、もっと収入が増え、社会が豊かになって、社会福祉サービスを必要とする人が減ると思っていた。そうなれば、子どものことにもたくさんお金を使っていけると思っていた。しかし、幸せなことではあるが、高齢者の方がたくさん増え、長寿社会になったことから高齢者に対する必要なお金が増え、格差社会になってお子さんの6人に1人が学校に行くのも難しいほどの困窮状態に陥るとは思っていなかった。先ほどは、高校進学のための学習支援について話があったが、今は多くの場合、子ども食堂というタイプで食事を提供して勉強のお世話をする形で、この経済格差を埋めていこうという取り組みもある。社会の中で子ども達を守り育てることに協力してくれる人々の様々な力を集結して、限られた資源をどう活用していくのかのアイデアを出していくことが必要である。その中で、従来から十分なキャリアを持っている社会福祉法人に頑張ってもらいましょうということである。また、子ども達のことについて、従来に比べると、元々は営利目的の方達だが、社会貢献をしながら利潤を追求していこうという姿勢の方たちがいないわけではない。ただ、心配されているように、危ういところがないわけでもない。民だから、ということにラベルを貼らないでほしいし、公だから絶対信用していいというわけではない。大事なものは、新しい保育所の設置にあたり、その地域の子どもの幸せを責任持って担ってくれる事業者に事業を託していくことである。これが私立なのか市立なのかという問題もあるが、どのような過程で、どのように議論し、事業者からどのように保育サービスを行いたいのかの提案がなされたのかということ、そこに通う子どもを預ける保護者が知っていることが大切である。本来はそこに通うこととなる子ども達が参画をしてくれれば一番良いが、幼い子ども達が意見を言うのは難しいので、保護者の方達に代弁をしていただき、地域住民の目を見たときに必要とされる保育所がどういった保育所なのかを聞き、あるいは子育てに困っているが自分で声を上げるのが難しい保護者の代わりに声を上げてくださる方の意見を聞きながら、

の徹底をしていくということが必要であると思う。

この会議で議論されていたことが、市民の方に充分届いていないという印象を覚える。この会議も共に責任を持っている場であるという質問だったので、少し説明をさせていただいた。

事務局から、具体的な決定過程について、説明頂きたい。

<小野寺こども政策課長>

まず、習志野市の市立保育所・幼稚園については、7つのこども園に集約をし、それ以外については段階的に私立化を図ろうという基本的な考え方を持ち合わせている。それをいつ、どのようにと行うのかということについては、こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画を定め、平成26年度から31年度までを計画期間とする第2期計画をもとに、計画的に進めているところである。

私立化にあたっては、私立化ガイドラインを平成26年8月に策定している。その中で、移管先法人については、社会福祉法人または学校法人に限定している。また、法人に求める諸条件として、特に保育については、保育所保育指針に準拠した保育の実施をすること、就学前こどもの保育一元カリキュラム指針を参考とした保育をすること、私立化対象保育所の受け入れ年齢の継承をすること、障がいがある方の対応をすること等の細かいガイドラインを定め、このガイドラインに則って私立化を行っている。

具体の移管先法人については、募集要項を作成する中で、法人選考委員会を立ち上げ、書類審査や面接を経て選考し、最終的には市長が決定をするという過程を踏んでいる。

したがって、基本的には、私立化ガイドラインに事細かく定めをしており、この定めに基づいて募集要項を策定し、選考委員会を経て優良な法人を決定している。

なぜ私立化をするのかと言う話もあるが、これは、民営化してサービスの拡充を図るということがあり、より新しく柔軟な事業を展開することや延長保育や一時保育の拡充等が可能である。また、老朽化施設への対応としては国からの交付金を活用することができるため、整備に要する経費の確保が容易であるということも、私立化の背景である。

<稲垣会長>

今回御説明頂きたいのは、今回の法人選考にあたる具体的なプロセスであったのではないかと。

<横澤委員>

例えば、1つの提案として、習志野市の保育所・こども園の保護者連絡会は、毎月1回行われているので、そういったところで説明することが一番効果的ではないかと。

<稲垣会長>

行政としては説明をしているつもりだと思うが、利用する子どもの気持ちを代弁する保護者との間で、相互理解が図れていないところは改善が必要である。

<横澤委員>

例えば、1つの提案として、私もこの話を持ち帰り、8月の市保連でこの話をするので、具体の話はどのように説明するか市で決めていただければと思う。

<小澤こども部長>

こども園整備と保育所・こども園の再編計画第2期計画を策定するにあたっては、当該施設や市保連にも伺い、話をさせていただいた。各公民館等でも御説明をさせていただき、計画を策定したという経緯がある。

実施にあたっては、当該施設の保護者に募集要項やプロポーザルの経緯、決定過程の中でも数回にわたって御説明をしているところであり、できる限り御説明をするよう心掛けているところである。

ガイドラインについては、私立化をする施設の保護者にも入っていただき、ガイドラインを決定している経過がある。策定の段階ではできる限り細かいところまで説明をさせていただいているが、これを策定したのは平成26年であるため、策定から4年を経過しており、新しいお子様が入ったことで、その保護者の方々が私立化について聞いていなかったということは、今回認識をした。御要望いただければ、今の状況がどのようになっているのか、2020年からの第3期計画を策定するにあたり貴重な御意見であるので、事細かに説明に伺い、御理解や御意見をいただいて策定していこうと考えている。経過の中では、御意見を伺っていないということではないので、御理解いただきたい。市保連で説明が欲しいということであれば、御要望いただきたい。

<稲垣会長>

我々もこの会議の中で、経過を見守り、意見を言ってきた。次の計画にあたっては、また御意見をいただきながら、相互理解になるよう話し合いを進めて良ければと思う。

今回、内容が保育園のことに集中しているが、子育てコンシェルジュのように子育て全般に係わることにしても御相談に関することもある。ある程度在宅でお子様を見ている御家庭もあるかと思うが、だからこそ持っている不安あるかと思う。そういった方からも御意見伺いたい。

<飯塚委員>

家庭で子どもの相手が難しい方の預かり保育が増えてきている。今まで人数制限等は設けずにやってきたが、年々右肩上がりに利用者が増えており、施設面や人員面で根本的に考え直さなくてはならない段階へきている。来年の10月からは幼稚園でやっている預かり保育に対しても無償化の動きがあるようだが、認定作業や事務の負担がどのようになるのか等、身構えているところである。

<稲垣会長>

待機児童を解消しようという時に、保育園や認定こども園を増やすことに関心が行きがちだが、そもそも今がある施設が大丈夫というわけではない。今あるサービスの中にも飽和状態があり、そこでされる相談内容にも変化があるものだと思う。保護者の方々の困り方はどのようになってきているか委員に伺いたい。

<米本委員>

こども園には、保育所でお預かりするような2号認定の子ども達と、幼稚園でお預かりするような1号認定の子ども達が一緒に生活している。その保護者の方々は、これから変わることをどのように理解

していけば良いか、それが子育てにどのようなメリットがあるのか、自分にはメリットがないのかを、インターネット等情報がたくさんある中で、情報を精査することが大変になっている。その中で、自分たちがサービスをどのように利用できるのかを、保護者同士が考えたりすることもあれば、コンシェルジュに相談に来ることもある。コンシェルジュへの相談の中には、自分の子どもの発達や生活の相談もあるが、これから幼稚園保育所こども園等の制度をどのように利用していけば良いのか、その情報をどこでもらえるのかといった相談も多い。

<稲垣会長>

制度がどんどん増えていくことは、細やかなニーズに対応していくことでもあると思う。しかし、それを教えている私でも、整理して学生にわかりやすく教えることがとても大変になっている。これから保育を勉強しようとしている方や、ソーシャルワーカーとして子ども達の支援をしようとしている学生たちでもわかりにくい制度で、今回お配りした資料5のパンフレットを使って学生たちの基本的な知識を確認してもらっている状況である。保護者の方達が、便利になりそうではあるが、この状況をどのように精査していった自分にとってより良いサービスに辿りつけるのかが、情報が多すぎてわかりにくいというお話であったと思う。

制度全体で要望もあり、待機児童を減らさなければならないので、施設やサービスをつくることも大事だと思うが、もう少し当事者にわかる情報提供と、当事者が具体的な相談をできるようなツールの周知をしなくてはならないと感じた。当然のことではあるが、わかりやすい情報提供と、その根本にどうアクセスしていくのが大切である。また、コンシェルジュの方達に事例検討等をしていただき、情報交換だけでなく、相談スキルを上げるような取り組みをしていただきたい。

2. 議題

(2) 習志野市放課後児童会における民間業務委託化基準について（協議）

<芹澤児童育成課長>

資料に基づき、習志野市放課後児童会における民間業務委託化基準について説明。

<稲垣会長>

放課後児童会については、この会議でも様々な議論をしてきた。この委託化基準は、次の計画にも併せて関連するということを説明いただいた。

<小西委員>

選定委員会で審査するということがあったが、具体的に何名で選考するのか。どういったメンバー構成なのか。学童の支援員がメンバーにいないのはなぜか。

<芹澤児童育成課長>

選定委員会のメンバーは、こども部長、こども部次長、こども部副技監、児童育成課長、学校教育部長、学校教育部次長、教育総務課長の7名である。選定委員会の中に放課後児童会の支援員がいないと

ということであるが、児童育成課としては、現在22児童会を運営しており、民間事業所の運営や直営の児童会についても、事細かく状況を把握している。様々な事業者の提案を聞きながら、事業者の経営体力や方針等を検討する際に、幅広い視点での判断が必要になる。選定委員会の中に支援員は入っていないが、関係部署の管理職が入っているので、心配頂いていることを受けとめながら、公平公正な視点で選定をしまいたいと考えている。

<小西委員>

実際現場にいる支援員の意見もとても貴重なものであるのですが、選定委員会には入っていないが、支援員の方の意見を組み入れ、現場で子ども達がより良い学童保育を受けられるように考えていただきたい。

民営化に際しては、今の学童と同じ質やレベルでと言っていたが、現在委託している先の求人広告を見ると、時間給が公立より低くなっている。これを見ると、民間の方の先生の質がどうなのか、とても心配である。時間給が低いと、経験者の豊富な先生が集まりにくいという現状がある。時給が低いということで、入れ替わりも多くなり、子ども達への影響もあまり良くないのではないかと。勤務時間についても、短時間勤務や少ない日数での勤務も可能になっており、柔軟に時間と日数が選定できるようになっている。これは、働く方にとっては良いかもしれないが、学童保育を受けている子ども達にとって、先生が毎日短い時間で入れ替わることで安心して保育を受けることができないという心配がある。これについてはどう考えているか。

<稲垣会長>

今の質問は、委託事業にあたって、事業者が募集している単価、基準との間に約200円の差があることは、事業者としては、委託料からいろいろな経費を削るとその金額にならざるを得ないということだと思うが、直営のままの時給だともう少し良い方が集まるのではないかとという意味合いを含めての質問かと思う。支援員の方を集めることに相当苦勞をしていると理解はしているが、いかがか。

<芹澤児童育成課長>

委託先の求人広告については、主に児童対応に従事する短時間勤務の職員の募集であり、指導計画や保護者支援、行事の企画運営等、児童会の中核を担う本市と同等の支援員とは、職務・職責が異なっているため、賃金だけでは比較できないと捉えている。現在のつだぬま第一、第二児童会については、委託先において常勤の正社員をそれぞれ2名、合計4名配置している。それを補佐する職員として、様々な勤務が可能な方を募集しているものである。主に特別支援の加配の児童に対して短時間の職員をあてる等、直接児童サポートをする職員である。習志野市の直営の職員は、中核的な任務を扱う業務を行うものであり、民間事業所は比較的柔軟な勤務時間の中で、現在政府が進めている働き方改革のように、短時間でも働きたいという方のニーズを見ながらの多様な雇用形態であると考えている。これは、民間に委託する一つの利点でもあると捉えている。

<稲垣会長>

支援員がなぜ選定の会議に入らないのかという質問にもつながると思うが、事業者が事業者を選定する会議に入ることによって、他の事業者の情報を持っていくと、自分をどう良くしていくかということ

にもつながり、逆に公正公平性を欠くことになるということも伺えた。また、お金だけの問題ではなく、サービスの質の部分では支援員の方が参画をして、相互に評価をしあうような仕組みを持っていただき、お互いの良いところを学び合う中で、それが事例やデータとして実際こういったサービスが提供されていて、民間は民間の良さ、公立は公立の良さがあり、両方のサービスがある中で選択していくことができ、習志野市はこうした多様なサービスができていて、というサービスの質的な部分での説明をできるというのではないかと。

他にも様々な方から意見を伺えればと思う。教員の方たちは、放課後児童会に様々な形で関与をされるようであるが、現場からの意見・要望はあるか。

<倉信委員>

放課後児童会の民と公ということであるが、今までは公で放課後児童相談員の元校長先生等もおり、学校と放課後児童会の間にはお互い信頼関係もあった。例えば、特別な支援が必要なお子さんをどうするのかというときに、どうしてもお子さんの家庭環境やこれまでの指導経過、指導計画等の個人情報を学校から放課後児童会に伝えなくてはならない。今までは公であった場合には、学校との連携の中で、学校から放課後児童会の支援員に対し、信頼関係の上で情報共有を行って指導していただいていた。放課後児童会からも子どもに関する個人情報を共有してもらい、学校での指導に当たっていた。お互いに連携をしてやってきていた。それが民間になると、どこまで信用できるのか、個人情報を教えるのは不安ではないか、伺いたい。

<稲垣会長>

こうしたサービスを提供していくときに個人情報を相互に交し合うのには、個人情報保護法の規定によってある程度の決め事をつくらなければならないこととなっている。この部分について、いかがかという質問であった。

<芹澤児童育成課長>

委託に際し、委託する事業者の個人情報の取り扱いについては、習志野市における個人情報保護条例の特記事項について契約を交わし、業務を行っていただいている。現在のつだぬま児童会においても、比較的多数の支援を要するお子様がいらっしゃる。これについて、現場の中の信頼関係を築きながら、十分な対応が行われているものと捉えている。今回についても、藤崎・大久保東小の校長先生に、委託に際しての話をする中で、まずは信頼関係を築くことが重要であるという話になった。これにつまずくと様々な弊害があるので、引継ぎの期間には、新しい事業者の紹介や4月の人事異動の際の自己紹介をする機会、学校の様々な行事や特別な支援を要するお子様の支援方針を共有しながらやっていき、児童会の民間委託について望ましい方向へ持っていこうという、温かい言葉をいただいた。これについては、児童育成課も間に入りながら、学校の民間事業所に対する信頼関係を築き、特別な支援を要するお子様の対応を総括的にやっていきたいと考えている。

<稲垣会長>

こうした福祉のことだけではなく、あらゆるところで官民共同ということが言われている。本来は別々

のことをやっていた主体同士が、新しい目的のためにお互いの力を活かし合っていくというのは、時代のスタイルになってきている。その中では、あまり良くない思いの方達もいるので、子ども達を守ることにに関して、情報の管理は慎重に行っていただく必要があると感じた。

<中村委員>

私は学童保育を利用する予定はないが、仕事をしながら子育てをしている家庭の話を知ると、何年生まで預けるのか、習い事との兼ね合い等、いろいろなことで迷っているようである。

私自身は、小学生のころ放課後児童会を利用していた。その時の先生の記憶は強く残っているので、良い先生が保育をしてくれたら良いと思う。

<伊藤委員>

評判がよく、子ども達がとても楽しそうであるなら、放課後児童会を利用したいという気持ちはある。現状はあまり考えていないが、今日の話を知ってとても勉強になった。

<稲垣会長>

その時の評判が情報操作によるものではなく、民間の事業者であっても行政が責任を持って、共に社会的な立場から提供していただき、選択する保護者の方達がたくさんの情報の中から選ぶことができるようにすることが大事かと思う。

<佐々木委員>

今まで放課後児童会を利用しておらずあまり理解していなかったが、今回説明を聞いてすごくよくわかった。私はPTAの連絡協議会におり、横のつながりを持つ中で放課後児童会を利用している人も多く、その必要性については感じていたところである。

確認をしたいことが3点ある。

1点目は、資料4の標記に誤りがある点である。今後公文書として扱う中で、小さな間違いがあるだけでも信用を失ってしまうことがあるので、気を付けていただきたい。

2点目は、保護者としてはとてもありがたいことではあるが、プレゼンテーションの内容は、その業者ごとにノウハウが詰まっているものであるが、見せてしまって大丈夫なのか、心配である。通常のプロポーザルの中ではあり得ないことだと思うが、その調整はできているのか。

3点目は、審査体制である。市役所だけの審査体制になっているが、有識者や一般公募の方も入るのが普通ではないかと思う。プロポーザルなので、その提案について善し悪しを決め、業者が決まってくるので、一番大事なところだと思う。多様な意見を聞いて精査できると良いと思った。

<稲垣会長>

他の行政の事業者選定の時には、経験者が参画をしており、私も参加することがあるが、子ども達を託すものであるので、徹底的に見ている。私が担当している別の自治体では、公認会計士がしっかりチェックをしているし、私はサービス提供や中身の部分について見ている。外の観点を入れていくことも、今後検討していただくと良いと思う。

<飯島委員>

放課後児童会のことで耳にするのは、勤めていて子どもを保育することができないということも前提ではあると思う。弊社でも当初小学校未就学までの子どもがいる方の短時間勤務をやっていたが、最近では小学校4年生までの子どもがいる方を短時間勤務の対象としている。しかし、5年生6年生になると大丈夫と言うわけではないので、小学校卒業までのお子さんがいる方についても更なる見直しを図っているところである。現実には放課後児童会で言うと、6年生まで見ていただけということであるが、支援員や場所の関係で4年生までは受け入れていても、5、6年生は断られるというケースも出ているようである。

プロポーザルについても話があったが、1都6県というかなり広い範囲の事業者に対して、どこまで公募する旨の通知をするのか。こういった広い範囲であるので、他県で意欲のある業者が情報を知る機会がなく参加できないという話も聞く。私が経営者の立場としてみると、高いハードルを設定しているので、どこまで参画して採算が取れるのかと考えてしまう。本来対象になる事業者がたくさんいるが手を挙げる業者が仮に少なかったとすると、一次審査の書類の不備等で落とされ、二次審査のプレゼンテーションに数えるほどしか残らなくなる。その中から1つを決めなくてはならないのか、もしくは本来の基準に達していないが1つ決めなくてはならないために妥協が入るのか。たくさんの方に手を挙げていただき絞っていくのが前提であると思うが、少ない事業者の中で決めなくてはならないことが懸念されると思う。

<稲垣会長>

ニーズが高いので、基準を厳しくすると参画する人が減ってしまうことがある。参画してもらう事業者も育てなければならないが、我々が忘れてはいけないのは、子どもに提供するサービスであり、実験対象のようにはできないので、最低限度のサービスの質の確保をしなくてはならないため、この基準のハードルを上げなくてはならないと思う。しかし、時間のないところで、これまでの業者選択の過程の中から、そんなに高いハードルと言うことではなく必要なハードルとして、担当課として協議をして設定をしているものだと思う。その観点について説明していただきたい。

<芹澤児童育成課長>

関東1都6県の中で、実績がないと入ることができないという厳しい条件であり、新しくこのような事業に関心のある事業者は入ることができない仕組みになっている。このあたりについては、今まで市の直営の支援員が支援の質を保ってきたという経過があり、つだぬま児童会に引き続いて大久保東、藤崎は同じ条件を持っている。しかし、社会福祉法人や様々な民間の力を活用していく点については、今後この条件が望ましいかどうかを検討することはできるかと思う。今後計画的に委託を進めていく見通しがあるときには、事業者の条件についても併せて考えてまいりたいと思っている。

<稲垣会長>

他の自治体でもプロポーザルを用いているという話をしたが、実は関東以外の地域でもいろいろな会社が力を伸ばしている。ただ、関東大市場とも言われており、行政が相互に情報交換をするなかで、遠

方に本社等がある場合は、何かあった時に速やかに対応することが難しく、連絡が取れなくなってしまいうリスクもあることから、このように規定をしているのだとも感じた。

<高橋委員>

つい最近、高学年の子が放課後児童会に入れられないという話を聞いた。現状待機児童はどれくらいいるのか。高学年についてはどれくらい利用があるのか。平成31年から藤崎第一、第二児童会と大久保東児童会が業務委託されるということだが、その後の見通しはどのようになっているのか。

<芹澤児童育成課長>

平成30年6月1日現在で、入会児童数は1,202名である。このうち上学年である4・5・6年生は67名である。昨年度はどうだったかという、入会児童数は1,101名、このうち上学年は49名であった。一気に児童の受け皿を拡大することは難しいため、少しずつではあるが、上学年の受け入れは増えてきている。

この状況の中で、民間委託はどのように進んでいくのかという点では、民間委託化基準の中でも表記をしたところだが、施設不足の待機児童がいない児童会や、学校との運営上の諸問題をできるだけ省いた中で進めてまいりたいと考えている。今後の入会児童数の増を見て、保護者の方々の御意見もいただきながら、多様な観点で計画的かつ段階的に進めていきたいと考えており、来年度もこの会議の中で御議論いただく内容となると捉えている。

<高橋委員>

民間委託するという事で、心配な部分はたくさんあると思うが、質の良いものを進めていただきたい。あくまでも市に責任があるとのことだったので、目を光らせていただき、皆さんが利用しやすい楽しい児童会になると良いと思う。

<稲垣会長>

民間委託をするということは、官のものを全て民に移して行政が管理をするということではなく、相互に連携して情報交換し、より良いものを目指すという方向にしていきたい。

<臺副会長>

今日の全体の議論を通して感じたことを2点お伝えしたい。

1点目は、今の計画が進みあと2ヶ年実施期間が残っているところで、数字だけ見ると進んでいるようにも見えるが、果たして中身が本当に必要な人に届いているのか、ということである。格差社会という言葉も出てきたが、支援の必要な人ほど情報に届きにくく活用しにくい、いろいろなハードルある。公的などころでのいろいろな取り組みは、セーフティネットという役割があるが、民間で活用できない子たちにも行き届いているのかということも考え、これだけサービスが行き届いている習志野だからこそ、今一度見直ししながら残りの期間を進めていただきたい。

2点目は、民間委託等の話や、様々なプロセスを教えてほしかったという声もあったが、いろいろな計画をこのまま進めていくと習志野市はパンクしてしまうのではないかと考えている。市民の人たちは

いろんな経験や知恵を持っている方たちなので、力を活用し、共にいろいろなことを考え一緒に作り上げていく姿勢が、これからの行政の在り方ではないかと思う。

<稲垣会長>

もう一度皆様に振り返っていただきたいのは、この会は、委員会という形ではなく会議という形だということである。当初これに慣れず、事務局との質疑応答のような委員会の形になってしまったため、どのようにしようかという議論を重ね、時には事務局からの説明をもっと聞きたいという話もありながら、会議を長年にわたって進めてきた経緯がある。皆さんが意見を持っているのはよくわかっており、皆さんの後ろにいる市民の方達や保護者の方達もいろいろな意見を持っているのだと思う。今後、それを吸い上げていただき、次回以降の会議で話してほしい。今日の意見の中に、民間の力を活用するのはやむを得ないことであり、ポジティブに考えれば、民間の持っている力を従来のサービスにどうプラスしていくのかを考える必要があるということ、ただし大切な子どもたちに係わることであるので当然必要リスクマネジメントを行政責任でどのようにやっていくのかを明確にしてほしいという要望が全体としてあったと思う。現実問題として、行政が情報を届けているつもりでも届いていないので、結果として情報が届かず、サービス利用において弱い立場にいる方達がいるのではないかということが明らかになった。こういった方達を吸い上げていくには、待っているだけではなく、辿りついていない方達をどうサービス提供の側からどう辿りついていくのかを考え、この中に民間の方達にも参画していただくようなサービスの展開につなげていくことに、この会議が貢献できたらと思う。

3. その他

<小野寺こども政策課長>

資料に基づき、子ども・子育て支援事業計画作成に係る利用希望調査等について説明。

4. 閉会

【所属課】

こども政策課

電話番号：047-451-1151（内線 442、433）

FAX 番号：047-453-5512